

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧			新																						
<p>14 <u>従量電灯</u></p> <p>(1) エネワン四国Aプラン イ～ハ（省略） ニ 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の11キロワット時まで</td> <td><u>367円40銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力量料金</td> <td>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td><u>20円37銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td><u>26円46銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td><u>27円75銭</u></td> </tr> </table> <p>ホ（省略）</p>			最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>367円40銭</u>	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円37銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円46銭</u>	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>27円75銭</u>	<p>14 <u>電灯需要</u></p> <p>(1) エネワン四国Aプラン イ～ハ（省略） ニ 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最低料金</td> <td>1契約につき最初の11キロワット時まで</td> <td><u>642円24銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力量料金</td> <td>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td><u>31円86銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td><u>38円48銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td><u>41円99銭</u></td> </tr> </table> <p>ホ（省略）</p>			最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>642円24銭</u>	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>31円86銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>38円48銭</u>	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>41円99銭</u>
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>367円40銭</u>																							
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>20円37銭</u>																							
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>26円46銭</u>																							
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>27円75銭</u>																							
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>642円24銭</u>																							
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>31円86銭</u>																							
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>38円48銭</u>																							
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>41円99銭</u>																							
<p>(2) エネワン四国Bプラン イ～ハ（省略）</p>			<p>(2) エネワン四国Bプラン イ～ハ（省略）</p>																						

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="159 711 1099 762"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>363円00銭</u></td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="159 858 1099 1142"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>16円46銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>21円38銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>23円13銭</u></td> </tr> </table> <p>ホ（省略）</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>363円00銭</u>	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>16円46銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	<u>21円38銭</u>	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>23円13銭</u>	<p>ニ 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>(イ) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="1140 711 2072 762"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>401円50銭</u></td> </tr> </table> <p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1140 858 2072 1142"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>28円46銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>33円99銭</u></td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>36円91銭</u></td> </tr> </table> <p>ホ（省略）</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>401円50銭</u>	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>28円46銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	<u>33円99銭</u>	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>36円91銭</u>
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>363円00銭</u>																
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>16円46銭</u>																
120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	<u>21円38銭</u>																
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>23円13銭</u>																
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>401円50銭</u>																
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>28円46銭</u>																
120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	<u>33円99銭</u>																
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	<u>36円91銭</u>																
<p>15 <u>低圧電力</u></p> <p>エネワン動力プラン</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 料金</p>	<p>15 <u>電力需要</u></p> <p>エネワン動力プラン</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 料金</p>																

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p>料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</u></p>	<p>料金は、基本料金、電力量料金、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額</u>の合計といたします。</p>																								
<p>イ 基本料金 基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p>イ 基本料金 基本料金は1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>																								
<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,004円85銭</u></td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	<u>1,004円85銭</u>	<table border="1"> <tr> <td>契約電力1キロワットにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>1,153円68銭</u></td> </tr> </table>	契約電力1キロワットにつき	<u>1,153円68銭</u>																				
契約電力1キロワットにつき	<u>1,004円85銭</u>																								
契約電力1キロワットにつき	<u>1,153円68銭</u>																								
<p>ロ 電力量料金 電力量料金はその1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。</p>	<p>ロ 電力量料金 電力量料金はその1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階料金</td> <td>最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>15円74銭</u></td> <td style="text-align: right;"><u>14円30銭</u></td> </tr> <tr> <td>第2段階料金</td> <td>[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>22円41銭</u></td> <td style="text-align: right;"><u>22円41銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	使用電力量		夏季料金	その他季料金	第1段階料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	<u>15円74銭</u>	<u>14円30銭</u>	第2段階料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>22円41銭</u>	<u>22円41銭</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階料金</td> <td>最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>27円18銭</u></td> <td style="text-align: right;"><u>25円74銭</u></td> </tr> <tr> <td>第2段階料金</td> <td>[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>33円85銭</u></td> <td style="text-align: right;"><u>33円85銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	使用電力量		夏季料金	その他季料金	第1段階料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円18銭</u>	<u>25円74銭</u>	第2段階料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>33円85銭</u>	<u>33円85銭</u>
使用電力量		夏季料金	その他季料金																						
第1段階料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	<u>15円74銭</u>	<u>14円30銭</u>																						
第2段階料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>22円41銭</u>	<u>22円41銭</u>																						
使用電力量		夏季料金	その他季料金																						
第1段階料金	最初の[契約電力×90]キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円18銭</u>	<u>25円74銭</u>																						
第2段階料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>33円85銭</u>	<u>33円85銭</u>																						
<p>ハ（省略） (5)（省略）</p>	<p>ハ（省略） (5)（省略）</p>																								
<p><u>追加</u></p>	<p><u>附則3 本約款等の実施にともなう切替措置</u> <u>令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率、燃料費調整額の算定諸元は、次のとおりといたします。</u></p>																								

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p>(1) III (契約種別および料金) の料金率については 14 (電灯需要) (1)ニ, (2)ニおよび 15 (電力需要) (4)にかかわらず, 次のとおりといたします。</p>		
<p><u>イ エネワン四国Aプラン</u></p>		
<u>最低料金</u>	<u>1契約につき最初の11キロワット時まで</u>	<u>367円40銭</u>
<u>電力量料金</u>	<u>11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>20円37銭</u>
	<u>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>26円46銭</u>
	<u>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</u>	<u>27円75銭</u>
<p><u>ロ エネワン四国Bプラン</u></p>		
<p>(イ) <u>基本料金</u></p>		
<u>契約容量1キロボルトアンペアにつき</u>		<u>363円00銭</u>
<p>(ロ) <u>電力量料金</u></p>		
<u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u>		<u>16円46銭</u>
<u>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</u>		<u>21円38銭</u>
<u>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</u>		<u>23円13銭</u>
<p><u>ハ エネワン動力プラン</u></p>		
<p>(イ) <u>基本料金</u></p>		
<u>契約電力1キロワットにつき</u>		<u>1,004円85銭</u>
<p>(ハ) <u>電力量料金</u></p>		
<u>使用電力量</u>		<u>夏季料金</u> <u>その他季料金</u>

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

	<table border="1"> <tr> <td><u>第1段階</u> <u>料金</u></td> <td><u>最初の[契約電力×90]キロワット時</u> <u>までの1キロワット時につき</u></td> <td><u>15円74銭</u></td> <td><u>14円30銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>第2段階</u> <u>料金</u></td> <td><u>[契約電力×90]キロワット時をこえ</u> <u>る1キロワット時につき</u></td> <td><u>22円41銭</u></td> <td><u>22円41銭</u></td> </tr> </table> <p>(2) <u>別表2（燃料費調整）の算定諸元については、別表2（燃料費調整）(1)イ、ロおよび(2)にかかわらず、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>イ α, β, γ</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>α</u></th> <th><u>β</u></th> <th><u>γ</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>四国電力送配電株式会社</u></td> <td><u>0.2104</u></td> <td><u>0.0541</u></td> <td><u>1.0588</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ロ 基準燃料価格</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>基準燃料価格</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>四国電力送配電株式会社</u></td> <td><u>26,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ 基準単価</u></p> <p><u>(イ) 最低料金を設定する電気契約種別</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>最低料金</u></td> <td><u>1契約につき最初の11キロワット時まで</u></td> <td><u>2円15銭4厘</u></td> </tr> <tr> <td><u>電力量料金</u></td> <td><u>上記をこえる1キロワット時につき</u></td> <td><u>19銭6厘</u></td> </tr> </table> <p><u>(ロ) (イ)以外の電気契約種別</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>1キロワット時につき</u></td> <td><u>19銭6厘</u></td> </tr> </table>	<u>第1段階</u> <u>料金</u>	<u>最初の[契約電力×90]キロワット時</u> <u>までの1キロワット時につき</u>	<u>15円74銭</u>	<u>14円30銭</u>	<u>第2段階</u> <u>料金</u>	<u>[契約電力×90]キロワット時をこえ</u> <u>る1キロワット時につき</u>	<u>22円41銭</u>	<u>22円41銭</u>	<u>供給区域</u>	<u>α</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>	<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>0.2104</u>	<u>0.0541</u>	<u>1.0588</u>	<u>供給区域</u>	<u>基準燃料価格</u>	<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>26,000円</u>	<u>最低料金</u>	<u>1契約につき最初の11キロワット時まで</u>	<u>2円15銭4厘</u>	<u>電力量料金</u>	<u>上記をこえる1キロワット時につき</u>	<u>19銭6厘</u>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>19銭6厘</u>
<u>第1段階</u> <u>料金</u>	<u>最初の[契約電力×90]キロワット時</u> <u>までの1キロワット時につき</u>	<u>15円74銭</u>	<u>14円30銭</u>																										
<u>第2段階</u> <u>料金</u>	<u>[契約電力×90]キロワット時をこえ</u> <u>る1キロワット時につき</u>	<u>22円41銭</u>	<u>22円41銭</u>																										
<u>供給区域</u>	<u>α</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>																										
<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>0.2104</u>	<u>0.0541</u>	<u>1.0588</u>																										
<u>供給区域</u>	<u>基準燃料価格</u>																												
<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>26,000円</u>																												
<u>最低料金</u>	<u>1契約につき最初の11キロワット時まで</u>	<u>2円15銭4厘</u>																											
<u>電力量料金</u>	<u>上記をこえる1キロワット時につき</u>	<u>19銭6厘</u>																											
<u>1キロワット時につき</u>	<u>19銭6厘</u>																												
<p>別表2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p>	<p>別表2 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</p>																												

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格  
 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格  
 C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.2104$   
 $\beta = 0.0541$   
 $\gamma = 1.0588$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

追加

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ～ニ (省略)

(2) 基準単価

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格  
 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格  
 C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ は、次のとおりいたします。

供給区域	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
四国電力送配電株式会社	0.0845	0.0699	1.1962

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

供給区域	基準燃料価格
四国電力送配電株式会社	80,300円

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ニ～ホ (省略)

(2) 基準単価

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといたします。 イ エネワン四国Aプラン			基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。 イ最低料金を設定する電気契約種別		
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>2円15銭4厘</u>	最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>1円76銭7厘</u>
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>19銭6厘</u>	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	<u>16銭1厘</u>
ロ エネワン四国Bプラン，エネワン動力プラン			ロ イ以外の電気契約種別		
1キロワット時につき		<u>19銭6厘</u>	1キロワット時につき		<u>16銭1厘</u>
<a href="#">追加</a>			(3) <u>燃料費調整単価の揭示</u> 当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ハにより算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。		

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<その他の主な変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新
<p>2 <u>供給約款</u>の変更</p> <p>(1) 当社は、<u>この供給約款を変更することがあります。</u></p> <p>(2) 当社は、<u>この供給約款の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。</u></p> <p>(3) <u>託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給約款を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給約款を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給約款によります。</u></p> <p>(4) <u>この供給約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、</u>以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、<u>個別に通知する方法または</u></p>	<p>2 <u>本約款等</u>の変更</p> <p>(1) 当社は、<u>次のいずれかに該当する場合、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本約款、電気契約種別定義書（以下「本約款等」といいます。）を変更することがあります。この場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款等によります。</u></p> <p><u>イ 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更により本約款等の変更が必要な場合</u></p> <p><u>ロ 法令の制定もしくは改廃により、本約款等の変更が必要な場合</u></p> <p><u>ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合</u></p> <p><u>ニ その他当社が必要と判断した場合</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) <u>本約款等の変更または契約の変更にとまなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を以下の方法により行なうことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行なう場合、<u>書面の交付または電磁的</u></p>



新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>当社のWEBサイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法</u>（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ（省略）</p> <p><u>(5) (4)</u>にかかわらず、<u>この供給約款</u>の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p><u>方法</u>（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ（省略）</p> <p><u>(3) (2)</u>にかかわらず、<u>本約款等</u>の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>
<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 契約期間満了日の15日前までに供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1年ごとに同一条件で更新いたします。</p>	<p>7 供給契約の成立および契約期間</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 契約期間満了日の15日前までに<u>当社またはお客さまのいずれかから</u>供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約の満了日の翌日に、1年ごとに同一条件で更新いたします。</p>
<p><u>37 損害賠償の免責</u></p> <p>(1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。<u>ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(2) <u>35</u>（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。<u>ただし、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(3)～(5)（省略）</p>	<p><u>36 損害賠償の免責</u></p> <p>(1) 10（供給の開始）(1)によってあらかじめ定めた供給の開始日に供給を開始できなかった場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) <u>34</u>（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3)～(5)（省略）</p>

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>42</u> 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなる料金および工事費の精算</p> <p>(1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日<sup>イ</sup>に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものとし<sup>イ</sup>ます。</p> <p>イ お客さまが<u>契約電力または契約容量</u>を新たに設定し、または増加された<u>後</u>1年に満たないでこれを終了させる場合は、<u>それまでの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力または契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、当社が、お客さまが契約電力または契約容量を新たに設定し、または増加されたことにもない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。</u></p> <p>ロ お客さまが<u>契約電力または契約容量</u>を新たに設定し、または増加された<u>後</u>1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、<u>それまでの期間の料金について、さかのぼって、減少される契約電力または契約容量分につき、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求される金額と同額を申し受けます。また、一般送配電事業者の供給設備のうち契約電力または契約容量の減少に見合う部分について、イに定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。なお、この場合には、それぞれの電力量は、契約電力または契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。</u></p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p><u>41</u> 供給開始後の供給契約の終了または変更にもなる料金および工事費の精算</p> <p>(1) 次の場合には、当社は、供給契約の終了または変更の日<sup>イ</sup>に料金および工事費をお客さまに精算していただきます。なお、この場合は、供給地点ごとに精算するものとし<sup>イ</sup>ます。</p> <p>イ お客さまが<u>契約電力等</u>を新たに設定し、または増加された<u>日以降</u>1年に満たないで<u>供給契約</u>を終了させる場合は、<u>当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。</u></p> <p>ロ お客さまが<u>契約電力等</u>を新たに設定し、または増加された<u>日以降</u>1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、<u>当社は、託送約款等に定めるところにより、当該終了を原因として当社が一般送配電事業者より請求を受けた金額を申し受けます。</u></p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>
<p><u>43</u> 解約等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、供給</p>	<p><u>42</u> 解約等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて供給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社または当該債権譲受人は、供給</p>

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p>契約の解約の15日前までに<u>解除</u>日を予告するとともに、お客さまに対して①<u>解除</u>後無契約となった場合には電気の供給が止まること、および②<u>特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。</u><u>当社または当該債権譲受人は、供給契約の解約に先立って、特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者その他の事業者の供給約款メニューを紹介いたします。</u></p> <p>イ～ホ（省略）</p>	<p>契約の解約の15日前までに<u>解約</u>日を予告するとともに、お客さまに対して<u>解約</u>後無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび<u>特定小売供給が義務付けられている小売電気事業者に対し、特定小売供給を申し込むという方法があることを書面で説明いたします。</u></p> <p>イ～ホ（省略）</p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>44 供給方法および施設</u></p> <p><u>(1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。</u></p> <p><u>(2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めるところとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則としてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。</u></p>
<p><u>55 工事費等の負担金</u></p> <p><u>(1) 供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</u></p> <p><u>(2) お客さまの都合による供給契約の終了または変更により、当社が工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</u></p> <p><u>(3) お客さまが一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に対して希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまが希望する一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者へ依頼し、当社が一般送配電</u></p>	<p><u>削除</u></p>

新旧対照表 電気供給約款（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</u></p> <p><u>(4) その他お客さまの都合にもとづく事情により当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。</u></p>	
<p><u>追加</u></p>	<p><u>45 工事費等の負担金</u></p> <p><u>(1) 当社が、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、工事費等として原則として工事着手前にお客さまから申し受けま</u> <u>す。</u></p> <p><u>(2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費等に係る工事負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費等をすみやかに精算するものといたします。</u></p> <p><u>(3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。</u></p> <p><u>(4) お客さまの都合によって供給開始に至らないで申込を取消または変更される場合</u> <u>で、一般送配電事業者から託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当</u> <u>額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費等として</u> <u>お客さまから申し受けます。</u></p>
<p><u>追加</u></p>	<p><u>51 管轄裁判所</u></p> <p><u>供給契約に関する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属合意管轄</u> <u>裁判所とします。</u></p>

<料金改定に関する変更点（下線部分が変更箇所）>

旧			新		
<p><u>4 実質再エネ四国Aプラン</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別表2（燃料費調整）(2)イに準ずるものといたします。</p>			<p><u>7 電灯需要</u></p> <p>(1) <u>実質再エネ四国Aプラン</u></p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額、<u>供給約款別表1</u>（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および<u>供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホ</u>によって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p>		
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>383円90銭</u>	最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	<u>658円74銭</u>
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21円87銭</u>	電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>33円36銭</u>
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>27円96銭</u>		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>39円98銭</u>
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>29円25銭</u>		300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>43円49銭</u>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>(5)</u> (省略)</p> <p><u>6</u> 実質再エネCプラン</p> <p><u>(1)</u> (省略)</p> <p><u>(2)</u> (省略)</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p> <p><u>(4)</u> 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別表2（燃料費調整）(2)ロに準ずるものといたします。</u></p> <p><u>イ</u> 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	<p><u>ホ</u> (省略)</p> <p><u>(2)</u> 実質再エネCプラン</p> <p><u>イ</u> (省略)</p> <p><u>ロ</u> (省略)</p> <p><u>ハ</u> (省略)</p> <p><u>ニ</u> 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、<u>供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額</u>の合計といたします。</p> <p><u>(イ)</u> 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>363円00銭</u></td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>363円00銭</u>	<table border="1"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>401円50銭</u></td> </tr> </table>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>401円50銭</u>				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>363円00銭</u>								
契約容量1キロボルトアンペアにつき	<u>401円50銭</u>								
<p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>17円96銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>22円88銭</u></td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>17円96銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>22円88銭</u>	<p>(ロ) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>29円96銭</u></td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき</td> <td style="text-align: right;"><u>35円49銭</u></td> </tr> </table>	最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>29円96銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>35円49銭</u>
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>17円96銭</u>								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>22円88銭</u>								
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>29円96銭</u>								
120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	<u>35円49銭</u>								



新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>24 円 63 銭</u>	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>38 円 41 銭</u>
(5) (省略)		ホ (省略)	
<p><u>7 実質再エネ動力プラン</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別表2（燃料費調整）(2)ロに準ずるものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>		<p><u>8 電力需要</u></p> <p><u>実質再エネ動力プラン</u></p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表2（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p>	
契約電力1キロワットにつき		契約電力1キロワットにつき	
<u>910 円 80 銭</u>		<u>1,153 円 68 銭</u>	
ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。		ロ 電力量料金 電力量料金は、その1月の季節別の使用電力量によって算定いたします。	
使用電力量		使用電力量	
夏季料金		夏季料金	
その他季料金		その他季料金	
第1段階 料金	最初の[契約電力×90]キロワット時 までの1キロワット時につき	第1段階 料金	最初の[契約電力×90]キロワット時 までの1キロワット時につき
<u>17 円 24 銭</u>		<u>28 円 68 銭</u>	
<u>15 円 80 銭</u>		<u>27 円 24 銭</u>	

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

第2段階 料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>23円91銭</u>	<u>23円91銭</u>	第2段階 料金	[契約電力×90]キロワット時をこえる1キロワット時につき	<u>35円35銭</u>	<u>35円35銭</u>																
ハ（省略） (5)～(6)（省略）				ハ（省略） (5)～(6)（省略）																			
<u>追加</u>				<p><u>附則2 本定義書の実施にともなう切替措置</u>  <u>令和5年3月31日以前から供給契約が継続し，令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は，7（電灯需要）(1)ニ，(2)ニおよび8（電力需要）(4)にかかわらず，次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(1) 実質再エネ四国Aプラン</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>最低料金</u></td> <td><u>1契約につき最初の11キロワット時まで</u></td> <td><u>383円90銭</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>電力量料金</u></td> <td><u>11キロワット時をこえる120キロワット時までの1キロワット時につき</u></td> <td><u>21円87銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時につき</u></td> <td><u>27円96銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</u></td> <td><u>29円25銭</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 実質再エネ四国Bプラン</u></p> <p><u>イ 基本料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>契約容量1キロボルトアンペアにつき</u></td> <td><u>363円00銭</u></td> </tr> </table> <p><u>ロ 電力量料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u></td> <td><u>17円96銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時につき</u></td> <td><u>22円88銭</u></td> </tr> </table>				<u>最低料金</u>	<u>1契約につき最初の11キロワット時まで</u>	<u>383円90銭</u>	<u>電力量料金</u>	<u>11キロワット時をこえる120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>21円87銭</u>	<u>120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>27円96銭</u>	<u>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</u>	<u>29円25銭</u>	<u>契約容量1キロボルトアンペアにつき</u>	<u>363円00銭</u>	<u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>17円96銭</u>	<u>120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>22円88銭</u>
<u>最低料金</u>	<u>1契約につき最初の11キロワット時まで</u>	<u>383円90銭</u>																					
<u>電力量料金</u>	<u>11キロワット時をこえる120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>21円87銭</u>																					
	<u>120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>27円96銭</u>																					
	<u>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</u>	<u>29円25銭</u>																					
<u>契約容量1キロボルトアンペアにつき</u>	<u>363円00銭</u>																						
<u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>17円96銭</u>																						
<u>120キロワット時をこえる300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>22円88銭</u>																						



新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<u>300キロワット時をこえる</u>			
<u>1キロワット時につき</u>		<u>24円63銭</u>	
<u>(3) 実質再エネ動力プラン</u>			
<u>イ 基本料金</u>			
<u>契約電力1キロワットにつき</u>		<u>1,004円85銭</u>	
<u>ロ 電力量料金</u>			
<u>使用電力量</u>		<u>夏季料金</u>	<u>その他季料金</u>
<u>第1段階</u>	<u>最初の[契約電力×90]キロワット時</u>		
<u>料金</u>	<u>までの1キロワット時につき</u>	<u>17円24銭</u>	<u>15円80銭</u>
<u>第2段階</u>	<u>[契約電力×90]キロワット時をこえ</u>		
<u>料金</u>	<u>る1キロワット時につき</u>	<u>23円91銭</u>	<u>23円91銭</u>

<その他の主な変更点（下線部分が変更箇所）>

旧	新
<p><u>2 供給契約条件の変更</u></p> <p><u>(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。</u></p> <p><u>(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。</u></p> <p><u>(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。</u></p> <p><u>(4) この供給契約条件の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p><u>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</u></p> <p><u>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</u></p> <p><u>(5) (4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとまなわない内容であ</u></p>	<p><u>削除</u></p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 実質再エネプラン（四国電力エリア【低圧】） 令和5年4月1日実施

<p><u>る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p>	
<p><u>追加</u></p>	<p><u>2 本定義書の変更</u></p> <p><u>(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。</u></p> <p><u>(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。</u></p> <p><u>(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。</u></p>

<料金改定に関する変更点(下線部分が変更箇所)>

旧	新								
<p><u>1</u> (省略)</p> <p><u>3</u> (省略)</p> <p><u>4</u> (省略)</p> <p><u>6</u> 料金</p> <p>料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2(燃料費調整)(1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別表2(燃料費調整)(2)ロに準ずるものといたします。</p> <p><u>(1) 基本料金</u></p> <p>基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td> <td style="text-align: right;"><u>1,056円00銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>363円00銭</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 電力量料金</u></p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p>	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	<u>1,056円00銭</u>	上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	<u>363円00銭</u>	<p><u>6 電灯需要</u></p> <p><u>エネワンEプランT</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(4) 料金</u></p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表(燃料費調整)(1)ホによって算定された燃料費調整額の合計といたします。</p> <p><u>イ 基本料金</u></p> <p>基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td> <td style="text-align: right;"><u>1,375円00銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>401円50銭</u></td> </tr> </table> <p><u>ロ 電力量料金</u></p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p>	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	<u>1,375円00銭</u>	上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	<u>401円50銭</u>
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	<u>1,056円00銭</u>								
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	<u>363円00銭</u>								
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	<u>1,375円00銭</u>								
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	<u>401円50銭</u>								

新旧対照表 電気契約種別定義書 エネワンEプランT (四国電力エリア【低圧】) 令和5年4月1日実施

<p><u>イ</u> 昼間時間</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>22 円 39 銭</u></td> </tr> <tr> <td>90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>29 円 37 銭</u></td> </tr> <tr> <td>230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td><u>29 円 76 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>ロ</u> 夜間時間</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td><u>13 円 44 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>追加</u></p>	最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>22 円 39 銭</u>	90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>29 円 37 銭</u>	230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>29 円 76 銭</u>	1 キロワット時につき	<u>13 円 44 銭</u>	<p><u>(イ)</u> 昼間時間</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>22 円 80 銭</u></td> </tr> <tr> <td>90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td> <td><u>30 円 08 銭</u></td> </tr> <tr> <td>230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td> <td><u>31 円 74 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>(ロ)</u> 夜間時間</p> <table border="1"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td><u>13 円 99 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>(5) その他</u>  <u>契約主開閉器を無断で取り外す, 交換する等の行為や変圧器, 発電設備等を介して, 電灯</u>  <u>または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり, 供給契約を解約することがあり</u>  <u>ます。この場合, 供給約款 33 (違約金) に定める違約金を申し受けます。</u></p>	最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>22 円 80 銭</u>	90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>30 円 08 銭</u>	230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>31 円 74 銭</u>	1 キロワット時につき	<u>13 円 99 銭</u>
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>22 円 39 銭</u>																
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>29 円 37 銭</u>																
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>29 円 76 銭</u>																
1 キロワット時につき	<u>13 円 44 銭</u>																
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>22 円 80 銭</u>																
90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>30 円 08 銭</u>																
230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>31 円 74 銭</u>																
1 キロワット時につき	<u>13 円 99 銭</u>																
<p><u>追加</u></p>	<p><u>附則 2 本定義書の実施にともなう切替措置</u>  <u>令和 5 年 3 月 31 日以前から供給契約が継続し, 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 4 月 30</u>  <u>日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は, 6 (電</u>  <u>灯需要) (4)にかかわらず, 次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(1) 基本料金</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</u></td> <td><u>1,056 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</u></td> <td><u>363 円 00 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>イ</u> 昼間時間</p> <table border="1"> <tr> <td><u>最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u></td> <td><u>22 円 39 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u></td> <td><u>29 円 37 銭</u></td> </tr> <tr> <td><u>230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u></td> <td><u>29 円 76 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>ロ</u> 夜間時間</p> <table border="1"> <tr> <td><u>1 キロワット時につき</u></td> <td><u>13 円 44 銭</u></td> </tr> </table>	<u>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</u>	<u>1,056 円 00 銭</u>	<u>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>363 円 00 銭</u>	<u>最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>22 円 39 銭</u>	<u>90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>29 円 37 銭</u>	<u>230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>29 円 76 銭</u>	<u>1 キロワット時につき</u>	<u>13 円 44 銭</u>				
<u>1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</u>	<u>1,056 円 00 銭</u>																
<u>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>363 円 00 銭</u>																
<u>最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>22 円 39 銭</u>																
<u>90 キロワット時をこえ 230 キロワット時までの 1 キロワット時につき</u>	<u>29 円 37 銭</u>																
<u>230 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</u>	<u>29 円 76 銭</u>																
<u>1 キロワット時につき</u>	<u>13 円 44 銭</u>																

	<p><u>別表 燃料費調整</u></p> <p><u>(1) 燃料費調整額の算定</u></p> <p><u>イ 平均燃料価格</u></p> <p><u>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ</u></p> <p><u>A=各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格</u></p> <p><u>B=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u></p> <p><u>C=各平均燃料価格算定期間における1 トン当たりの平均石炭価格</u></p> <p><u>α, β, γは、次のとおりいたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>α</u></th> <th><u>β</u></th> <th><u>γ</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>四国電力送配電株式会社</u></td> <td><u>0.2104</u></td> <td><u>0.0541</u></td> <td><u>1.0588</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。</u></p> <p><u>ロ 基準燃料価格</u></p> <p><u>基準燃料価格は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th><u>供給区域</u></th> <th><u>基準燃料価格</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>四国電力送配電株式会社</u></td> <td><u>26,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ハ 燃料費調整単価</u></p> <p><u>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。</u></p> $\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$	<u>供給区域</u>	<u>α</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>	<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>0.2104</u>	<u>0.0541</u>	<u>1.0588</u>	<u>供給区域</u>	<u>基準燃料価格</u>	<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>26,000 円</u>
<u>供給区域</u>	<u>α</u>	<u>β</u>	<u>γ</u>										
<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>0.2104</u>	<u>0.0541</u>	<u>1.0588</u>										
<u>供給区域</u>	<u>基準燃料価格</u>												
<u>四国電力送配電株式会社</u>	<u>26,000 円</u>												

	<p><u>ニ 燃料費調整単価の適用</u></p> <p><u>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>平均燃料価格算定期間</u></th> <th><u>燃料費調整単価適用期間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u></td> <td><u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u></td> <td><u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u></td> <td><u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u></td> <td><u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u></td> <td><u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u></td> <td><u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u></td> <td><u>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</u></td> <td><u>翌年の4月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> <tr> <td><u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</u></td> <td><u>翌年の5月分の料金に係る計量期間等</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ホ 燃料費調整額</u></p> <p><u>燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</u></p>	<u>平均燃料価格算定期間</u>	<u>燃料費調整単価適用期間</u>	<u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</u>	<u>翌年の4月分の料金に係る計量期間等</u>	<u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</u>	<u>翌年の5月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>平均燃料価格算定期間</u>	<u>燃料費調整単価適用期間</u>																										
<u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</u>	<u>翌年の4月分の料金に係る計量期間等</u>																										
<u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</u>	<u>翌年の5月分の料金に係る計量期間等</u>																										

	<p><u>(2) 基準単価</u>  <u>基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといたします。</u></p> <table border="1" data-bbox="1131 288 2067 336"> <tr> <td data-bbox="1131 288 1608 336"><u>1キロワット時につき</u></td> <td data-bbox="1608 288 2067 336"><u>19銭6厘</u></td> </tr> </table> <p><u>(3) 燃料費調整単価の揭示</u>  <u>当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ハにより算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。</u></p>	<u>1キロワット時につき</u>	<u>19銭6厘</u>
<u>1キロワット時につき</u>	<u>19銭6厘</u>		



<その他の主な変更点(下線部分が変更箇所)>

旧	新
<p><u>2 供給契約条件の変更</u></p> <p><u>(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。</u></p> <p><u>(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。</u></p> <p><u>(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。</u></p> <p><u>(4) この供給契約条件の変更にもない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p><u>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</u></p> <p><u>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</u></p> <p><u>(5) (4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとまなわない内容であ</u></p>	<p><u>削除</u></p>

新旧対照表 電気契約種別定義書 エネワン E プラン T (四国電力エリア【低圧】) 令和5年4月1日実施

<p><u>る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p>	
<p><u>追加</u></p>	<p><u>2 本定義書の変更</u></p> <p><u>(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。</u></p> <p><u>(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。</u></p> <p><u>(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2) および(3)に準じます。</u></p>

<料金改定に関する変更点(下線部分が変更箇所)>

旧	新								
<p><u>1</u> (省略)</p> <p><u>3</u> (省略)</p> <p><u>4</u> (省略)</p> <p><u>6</u> 料金</p> <p>料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。<u>ただし、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ロ)によって算定される場合は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、供給約款別表 2 (燃料費調整) (2)ロに準ずるものといたします。</u></p> <p><u>(1) 基本料金</u></p> <p>基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</td> <td style="text-align: right;"><u>1,496 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>495 円 00 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>(2) 電力量料金</u></p> <p>電力量料金は、その 1 月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p>	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	<u>1,496 円 00 銭</u>	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	<u>495 円 00 銭</u>	<p><u>6 電灯需要</u></p> <p><u>エネワン E プラン S</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p><u>(4) 料金</u></p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、<u>供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表 (燃料費調整) (1)ホによって算定された燃料費調整額</u>の合計といたします。</p> <p><u>イ 基本料金</u></p> <p>基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで</td> <td style="text-align: right;"><u>1,815 円 00 銭</u></td> </tr> <tr> <td>上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき</td> <td style="text-align: right;"><u>533 円 50 銭</u></td> </tr> </table> <p><u>ロ 電力量料金</u></p> <p>電力量料金は、その 1 月の季節別および時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p>	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	<u>1,815 円 00 銭</u>	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	<u>533 円 50 銭</u>
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	<u>1,496 円 00 銭</u>								
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	<u>495 円 00 銭</u>								
1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	<u>1,815 円 00 銭</u>								
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	<u>533 円 50 銭</u>								

新旧対照表 電気契約種別定義書 エネワンEプランS (四国電力エリア【低圧】) 令和5年4月1日実施

<p><u>イ</u> 昼間時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>30円06銭</td> <td>24円69銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ロ</u> 夜間時間</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>13円44銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>追加</u></p>	使用電力量	夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	30円06銭	24円69銭	1キロワット時につき	13円44銭	<p><u>(イ)</u> 昼間時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>30円77銭</td> <td>25円35銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(ロ)</u> 夜間時間</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>13円99銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(5) その他</u>  <u>契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款33(違約金)に定める違約金を申し受けます。</u></p>	使用電力量	夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	30円77銭	25円35銭	1キロワット時につき	13円99銭
使用電力量	夏季料金	その他季料金															
1キロワット時につき	30円06銭	24円69銭															
1キロワット時につき	13円44銭																
使用電力量	夏季料金	その他季料金															
1キロワット時につき	30円77銭	25円35銭															
1キロワット時につき	13円99銭																
<p><u>追加</u></p>	<p><u>附則2 本定義書の実施にともなう切替措置</u>  <u>令和5年3月31日以前から供給契約が継続し、令和5年4月1日から令和5年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における料金率は、6(電灯需要)(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>(1) 基本料金</u></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで</td> <td>1,496円00銭</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる1キロボルトアンペアにつき</td> <td>495円00銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ</u> 昼間時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用電力量</th> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>30円06銭</td> <td>24円69銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ロ</u> 夜間時間</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>13円44銭</td> </tr> </tbody> </table>	1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,496円00銭	上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	495円00銭	使用電力量	夏季料金	その他季料金	1キロワット時につき	30円06銭	24円69銭	1キロワット時につき	13円44銭				
1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,496円00銭																
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	495円00銭																
使用電力量	夏季料金	その他季料金															
1キロワット時につき	30円06銭	24円69銭															
1キロワット時につき	13円44銭																
	<p><u>別表 燃料費調整</u>  <u>(1) 燃料費調整額の算定</u>  <u>イ 平均燃料価格</u>  <u>原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価</u></p>																

<p>額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = <math>A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma</math></p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格                  B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格                  C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p><math>\alpha</math>、<math>\beta</math>、<math>\gamma</math>は、次のとおりいたします。</p>			
供給区域	$\alpha$	$\beta$	$\gamma$
四国電力送配電株式会社	0.2104	0.0541	1.0588
<p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 基準燃料価格</p> <p>基準燃料価格は、次のとおりといたします。</p>			
供給区域	基準燃料価格		
四国電力送配電株式会社	26,000円		
<p>ハ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$			
<p>ニ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといた</p>			

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
<u>毎年1月1日から3月31日までの期間</u>	<u>その年の6月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年2月1日から4月30日までの期間</u>	<u>その年の7月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年3月1日から5月31日までの期間</u>	<u>その年の8月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年4月1日から6月30日までの期間</u>	<u>その年の9月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年5月1日から7月31日までの期間</u>	<u>その年の10月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年6月1日から8月31日までの期間</u>	<u>その年の11月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年7月1日から9月30日までの期間</u>	<u>その年の12月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年8月1日から10月31日までの期間</u>	<u>翌年の1月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年9月1日から11月30日までの期間</u>	<u>翌年の2月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年10月1日から12月31日までの期間</u>	<u>翌年の3月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</u>	<u>翌年の4月分の料金に係る計量期間等</u>
<u>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）</u>	<u>翌年の5月分の料金に係る計量期間等</u>

ホ 燃料費調整額  
燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価  
基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りといたします。

<u>1キロワット時につき</u>	<u>19銭6厘</u>
-------------------	--------------

(3) 燃料費調整単価の揭示

	<p><u>当社は、(1)イによって算定された平均燃料価格および(1)ハにより算定された燃料費調整単価を、あらかじめ当社のホームページに掲示いたします。</u></p>
--	--

<その他の主な変更点(下線部分が変更箇所)>

旧	新
<p><u>2 供給契約条件の変更</u></p> <p><u>(1) 当社は、この供給契約条件を変更することがあります。</u></p> <p><u>(2) 当社は、この供給契約条件の変更を行うときは、変更後の内容およびその効力発生時期をあらかじめ個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法により説明します。これらの場合に、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。</u></p> <p><u>(3) 託送供給等約款の変更、法令の制定もしくは改廃により、この供給契約条件を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送供給等約款または法令をふまえ、この供給契約条件を変更することがあります。これらの場合、効力発生時期が到来したときは、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの供給契約条件によります。</u></p> <p><u>(4) この供給契約条件の変更にもない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p><u>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法または当社の WEB サイトに掲示する方法その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</u></p> <p><u>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</u></p> <p><u>(5) (4)にかかわらず、この供給契約条件の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとまなわない内容であ</u></p>	<p><u>削除</u></p>



新旧対照表 電気契約種別定義書 エネワン E プラン S (四国電力エリア【低圧】) 令和5年4月1日実施

<p><u>る場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</u></p>	
<p><u>追加</u></p>	<p><u>2 本定義書の変更</u></p> <p><u>(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、供給約款2（本約款等の変更）に準じます。</u></p> <p><u>(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。</u></p> <p><u>(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款2（本約款等の変更）(2) および(3)に準じます。</u></p>